

だい じ
第5次かわさき

の ま ら い ぜ - し ょ ん ぷ ら ん

ノーマライゼーションプラン



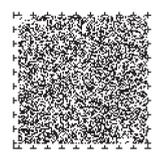
しょうがい ひと ひと
～障害のある人もない人も
たが さんちよう とも ささ あ
お互いを尊重しながら共に支え合う

じりつ きょうせい ちいきしゃかい
自立と共生の地域社会の
じつげん む
実現に向けて～



しょうがいしゃけいかく (れいわ ねんど れいわ ねんど)
障害者計画 (令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)
しょうがいふくしけいかく (れいわ ねんど れいわ ねんど)
障害福祉計画 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)
しょうがいじふくしけいかく (れいわ ねんど れいわ ねんど)
障害児福祉計画 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

れいわ ねん がつ
令和3(2021)年3月
かわ さき し
川崎市



みぎ まーく おんせいよ あ よう こーど せんよう よ と きや すまーとふおん
右のマークは音声読み上げ用のコードです。専用の読み取り機や、スマートフォンなどで
ゆにぼいすあぶりしょうよと さっしじょうほうおんせいごあんない
Uni-Voice アプリを使用して読み取ると、この冊子の情報を音声で御案内します。

第5次かわさきノーマライゼーションプランとは

この計画は、障害福祉施策全体を計画的に推進するため、令和3(2021)年度以降の新たな計画として、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定したものです。

このうち、障害者計画は、川崎市の障害福祉施策の方向性等についての基本的な計画で、計画期間は令和3(2021)年度から令和8(2026)年度の6年間です。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、重点的に取り組む目標や、各年度におけるサービス見込量等を定める計画で、計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間です。

なお、計画期間の3年目にあたる令和5(2023)年度において、令和6(2024)年度以降の障害福祉計画及び障害児福祉計画を新たに定めるとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画全体の中間見直しを行います。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

第5次かわさきノーマライゼーションプラン

障害者計画

第6期障害福祉計画

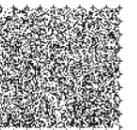
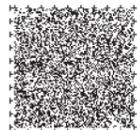
第7期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

第3期障害児福祉計画

中間見直し

社会保障制度改革の動向
社会情勢の変化等



障害児・者数の推移

障害者自立支援法が施行された平成18(2006)年4月1日と比較すると、令和2(2020)年4月1日時点の各障害者手帳所持者数は、身体障害は約1.4倍に、知的障害は約2倍に、精神障害は約3.2倍に増加しており、いずれも人口増加率を大きく上回っています。

	【平成18年】 (2006年)	【令和2年】 (2020年)	増加率
身体障害(身体障害者手帳)	27,667人	37,579人	35.8%増加
知的障害(療育手帳)	5,483人	10,977人	100.2%増加
精神障害(精神障害者保健福祉手帳)	4,330人	13,952人	222.2%増加

上記手帳所持者数の合計	37,480人	62,508人	66.8%増加
-------------	---------	---------	---------

※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方を含まず。

(参考) 川崎市の人口	1,332,035人	1,535,415人	15.3%増加
-------------	------------	------------	---------

障害福祉施策を取り巻く状況

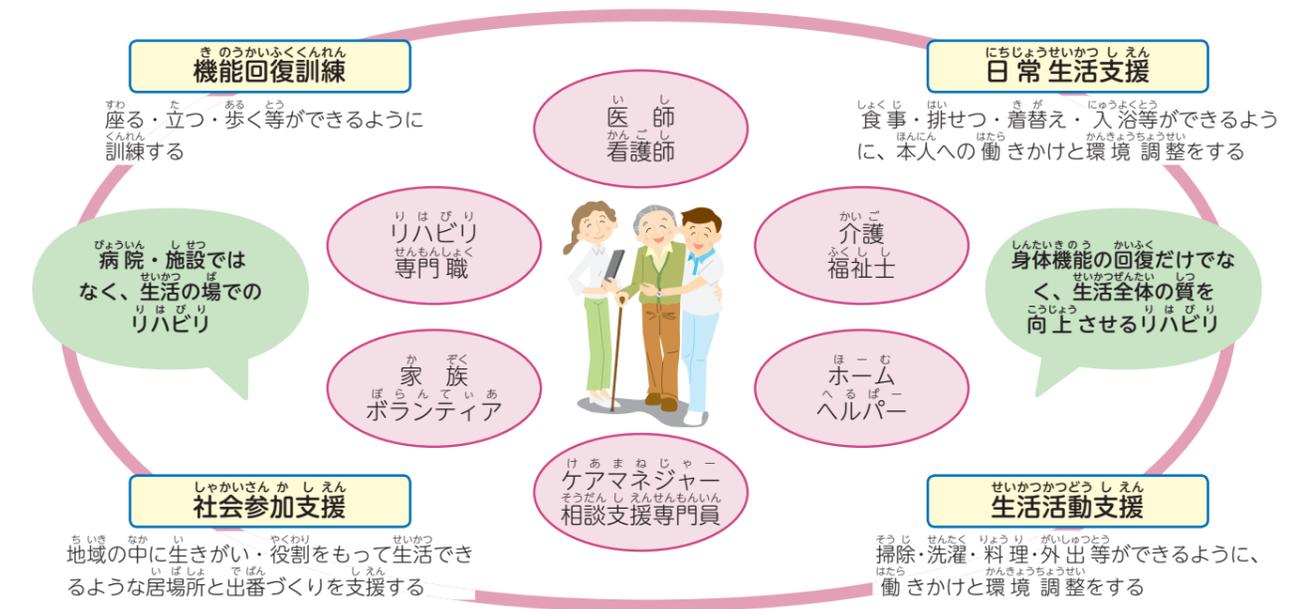
- 地域包括ケアシステムの構築
- 災害時における福祉支援体制の充実
- かわさきパラムーブメントやSDGs(持続可能な開発目標)の推進
- 障害者の増加、障害の多様化
- 障害児支援ニーズの増加・多様化
- 高齢障害者の増加、障害の重度化・重複化
- 最も身近な支援者である家族の高齢化と支援ニーズの増加
- 共生社会実現に関する法制度、大規模災害、新型感染症

第5次かわさきノーマライゼーションプランにおける課題

- 高齢者や障害児・者等に対する包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築
- 多様なニーズに対応する相談支援や地域生活支援の充実
- 障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築
- 多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
- 医療的ケア児・者への支援の充実など、保健・医療分野等との連携強化
- 障害福祉サービスを担う人材の確保等、多様な主体による支え合い、雇用・就労支援
- 権利擁護、市民意識の醸成、社会参加の促進、バリアフリー化、災害・緊急時対策

ちいきりはびりてーしょん すいしん 地域リハビリテーションの推進

高齢化の進展や支援ニーズの増加・多様化などに対応するため、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制を構築する必要があります。本市が目指すリハビリテーションは、体を起こしたり、歩いたりできるようにする身体的な機能回復訓練だけではなく、日常生活、生活活動、さらには社会参加まで、生活全体を見渡し、地域の中で提供していくことで、住み慣れた場所で質の高い生活を送り続けることができるよう支援していくものです。



ちいきりはびりてーしょん すいしんたいせい 地域リハビリテーションの推進体制

総合リハビリテーション推進センター サービスの質の向上 全市的な連携

新たな取組①

新たな取組②

新たな取組③

【3次相談】地域リハビリテーションセンターなど
→ 専門的な評価・判定・調整等（2次相談まででは対応困難なケース）

【2次相談】区役所、地域包括支援センター、障害者相談支援センター
→ 専門的な相談支援（権利擁護や虐待対応等）

【1次相談】居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、児童発達支援事業所等
→ 日常生活に関する相談（福祉サービスの利用調整等）

相談支援体制を3次体制に再編

きほんりねん しさくたいけい 基本理念と施策体系

きほんりねん 【基本理念】

障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現

きほんほうしんいち 基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

- 施策1 相談支援体制の充実
- 施策2 地域生活支援の充実
- 施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実
- 施策4 多様な住まい方と場の確保
- 施策5 保健・医療分野等との連携強化
- 施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い
- 施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

きほんほうしんに 基本方針Ⅱ 地域とかかわる

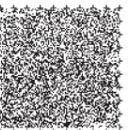
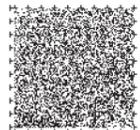
～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

- 施策8 権利を守る取組の推進
- 施策9 心のバリアフリー
- 施策10 社会参加の促進

きほんほうしんさん 基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

- 施策11 バリアフリー化の推進
- 施策12 災害・緊急時対策の強化



基本方針I

～多様なニーズに対応するための包括的な

育ち、学び、働き、暮らす

支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

乳幼児期

子どもの発達について、相談したいです。



学齢期

近所の友達と、いっしょに勉強したり遊んだりしたいな。



就職に向けた指導や支援をしてほしいです。

成人期

住み慣れた地域での生活を続けたいです。



仕事の悩みを相談したいです。

高齢期

頼る人がいないので、今後の生活が不安です。



施策1 相談支援体制の充実

- 対象者を年齢や疾病、障害の種類等で限定しない、全世代・全対象型の包括的な支援体制として、地域リハビリテーション体制を構築します。
- 障害のある方や障害福祉サービス利用者の増加に対応するため、相談支援体制の再構築に取り組むなど、支援が必要な全ての方に対し効果的に相談支援を行える体制を確保します。
- 発達障害や高次脳機能障害のある方、難病患者、ひきこもり状態の方などに対する専門的な相談支援体制を構築します。



施策4 多様な住まい方と場の確保

- グループホームなどの基盤整備を進めます。
- 特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備を進めます。
- 入所施設からの地域移行を進めるため、入所施設向けの支援と併せて、障害のある方を受け入れる地域の受入体制の充実を図ります。
- 民間住宅に関する支援や居住環境の向上など、多角的な居住支援を推進します。



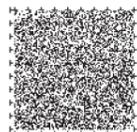
施策2 地域生活支援の充実

- 支援ニーズに応じた様々な生活支援サービスや日中通所サービスを安定的に提供する体制を確保します。
- 障害のある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点の整備を進めます。
- 短期入所の充実、日中活動の場の確保など、障害のある方の在宅生活を支援する基盤の整備を推進します。
- 情報コミュニケーションの支援、移動及び外出の支援、福祉用具等による支援など、多角的な支援を実施します。



施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- 障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制を構築します。
- 障害児に対する相談支援体制の再構築に取り組むなど、増加・多様化する障害児支援ニーズに対応するための取組を推進します。
- 小・中学校、高校、特別支援学校などの学びの場において、障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細やかな相談や指導を行うなど、必要な支援を行います。



施策5 保健・医療分野等との連携強化

- 障害に伴う適切な医療等を身近な地域で受けられる体制を安定的に確保します。
- 医療的ケア児・者への支援を充実するなど、保健・医療・福祉サービスの連携を進めます。

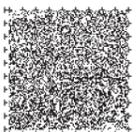


施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- 障害福祉サービスを担う人材の確保等に向けた取組を推進します。
- サービスの質が保たれるよう、第三者評価の実施や苦情解決体制の確保などの取組を推進します。
- ピアサポートによる当事者支援や、様々な地域・ボランティア団体による活動など、多様な主体による支え合いを支援します。

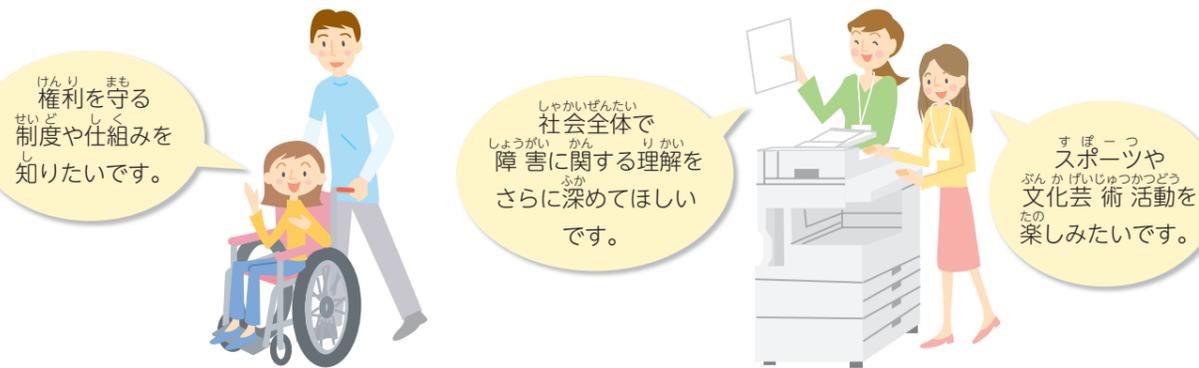
施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- 就労に向けた支援だけでなく、就職後の就労定着に向けた支援も行うなど、それぞれのニーズに応じた適切な支援を受けられる体制を確保します。
- 企業に対する障害者雇用に向けた支援や、福祉的就労場における工賃向上に向けた取組、各種手当などによる経済的支援などを推進します。



基本方針Ⅱ 地域とかかわる

～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～



施策8 権利を守る取組の推進

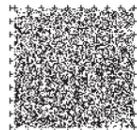
- 関係機関と連携しながら、障害者の差別解消や虐待防止に向けた取組を推進します。
- 成年後見制度などの利用を促進するための取組を推進します。

施策9 心のバリアフリー

- かわさきパラムーブメントの取組を推進します。
- 地域や教育の場で障害の理解促進や普及啓発を行うなど、全市民的な意識の醸成（心のバリアフリー）に向けた取組を推進します。

施策10 社会参加の促進

- 障害者スポーツの普及促進やスポーツ施設の利用促進など、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめるよう、必要な取組を推進します。
- バリアフリー上映の実施や作品発表の場の確保、点字図書や録音図書の充実など、障害の有無に関わらず誰もが文化芸術活動等を楽しめる環境づくりを推進します。



基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～



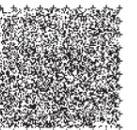
施策11 バリアフリー化の推進

- 施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- 情報のバリアフリー化を推進します。



施策12 災害・緊急時対策の強化

- 地震や風水害などの大規模災害や新型感染症の発生時における支援のあり方について整理・検討し、災害・緊急時の支援体制を強化する取組を推進します。
- 防災・災害情報を円滑に伝達するとともに、非常時における通報手段を確保するなどの取組を推進します。



令和5(2023)年度までに重点的に取り組む目標

1 福祉施設から地域生活への移行

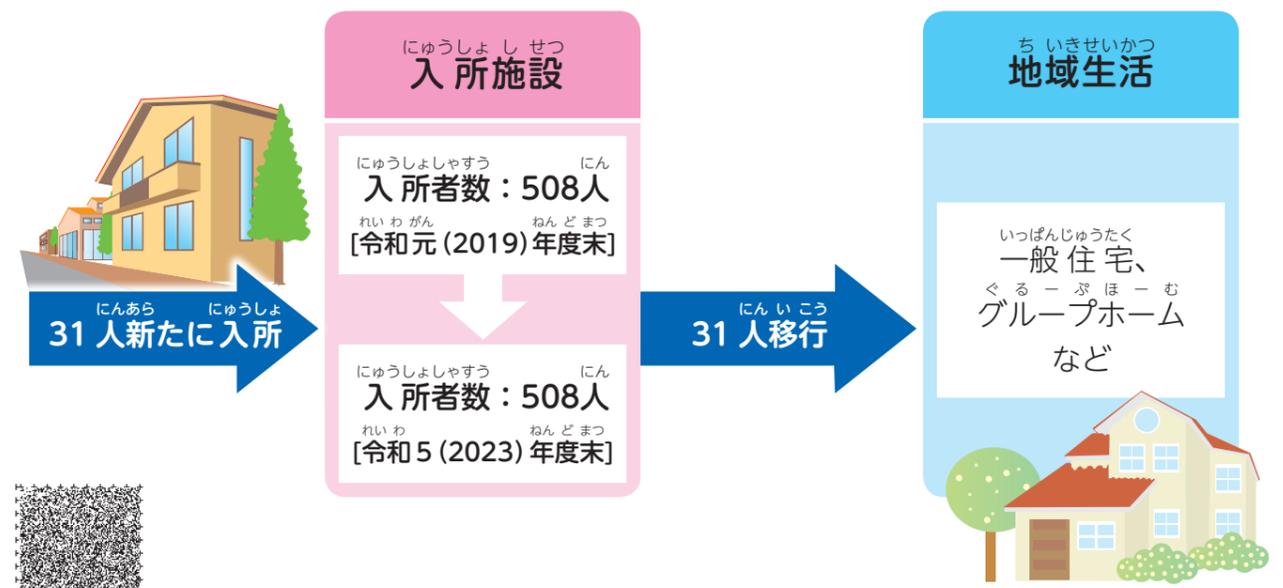
福祉施設に入所している障害のある方について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

令和5(2023)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和元(2019)年度]
入所施設から地域生活への移行者数	31人	(※) 8人
施設入所者の削減数	0人	

※この実績値8人は、平成28(2016)年度末時点の施設入所者を対象を限定して算出しており、それ以降の新たな施設入所者に関する実績が含まれていません。
なお、平成29(2017)年度以降の新たな施設入所者も含めた実績値は35人となります。

●入所施設から地域生活への移行者数については、令和元(2019)年度末時点の施設入所者を対象を限定せず、令和2(2020)年度以降の新たな施設入所者も含めて算出することとします。

●本市の入所施設の定員数が少ないことや、障害の状況などを理由に入所施設の利用が新たに必要なお方いることなどを踏まえ、施設入所者の削減数は見込まないこととします。

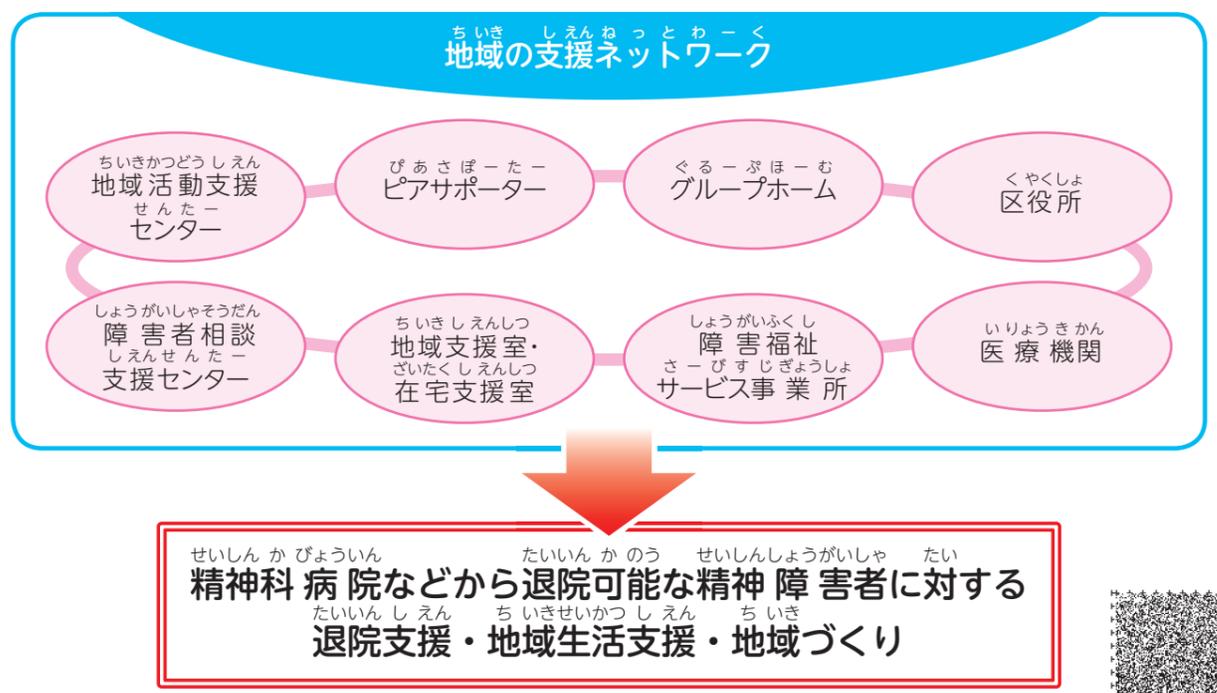


2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

令和5(2023)年度までの目標			
項目	目標	実績 [令和元(2019)年度]	
精神病床における退院率	入院後3か月時点	69%	(※) 64.5%
	入院後6か月時点	86%	(※) 80.0%
	入院後1年時点	92%	(※) 86.0%
精神病床における1年以上の長期入院患者数	65歳未満	212人	289人
	65歳以上	385人	445人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数(新規)	316日		

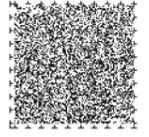
※令和元(2019)年度実績は国統計資料が公開されておらず不明のため、参考として平成30(2018)年度実績を掲載しています。



3 地域生活支援拠点の確保及び機能の充実

障害のある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点の整備・検証等を行います。

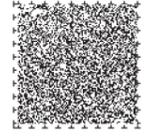
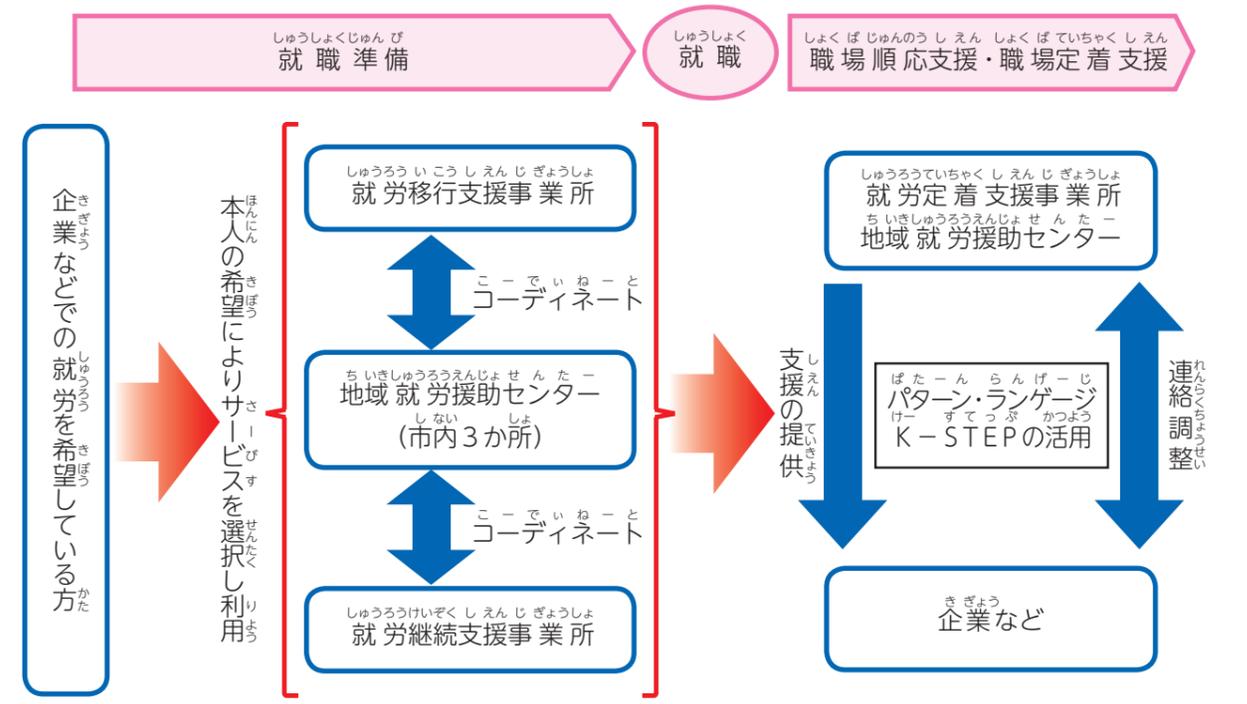
令和5(2023)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和2(2020)年度]
地域生活支援拠点の箇所数	5か所	3か所
地域生活支援拠点の運用状況の検証等(新規)	年1回以上	



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行及び就労定着を推進します。

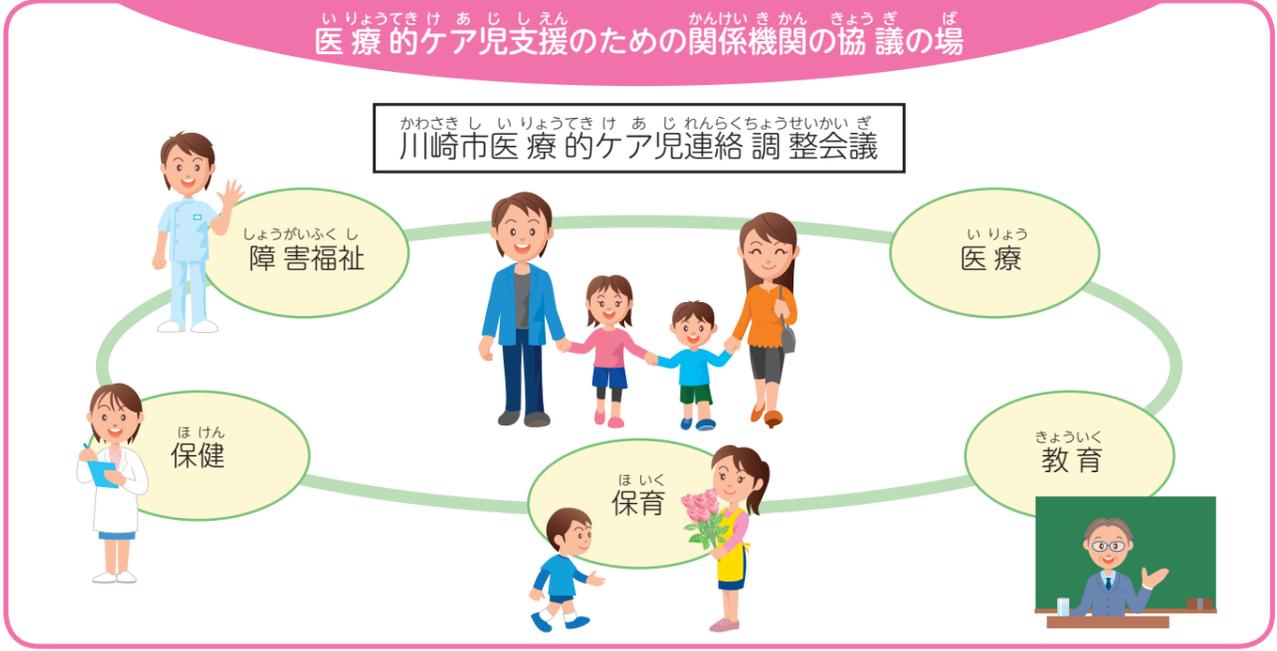
令和5(2023)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和元(2019)年度]
福祉施設から一般就労への移行者数	320人	271人
一般就労への移行者数(新規)	就労移行支援事業	276人
	就労継続支援A型事業	23人
	就労継続支援B型事業	21人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する割合(新規)	70%	
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合(新規)	70%	



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制を整備することで、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制を安定的に確保します。

令和5(2023)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和元(2019)年度]
保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数	4か所	4か所
重症心身障害児を支援する事業所の箇所数	児童発達支援事業所	5か所
	放課後等デイサービス事業所	9か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数 (新規)	13人	

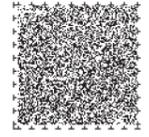
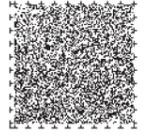
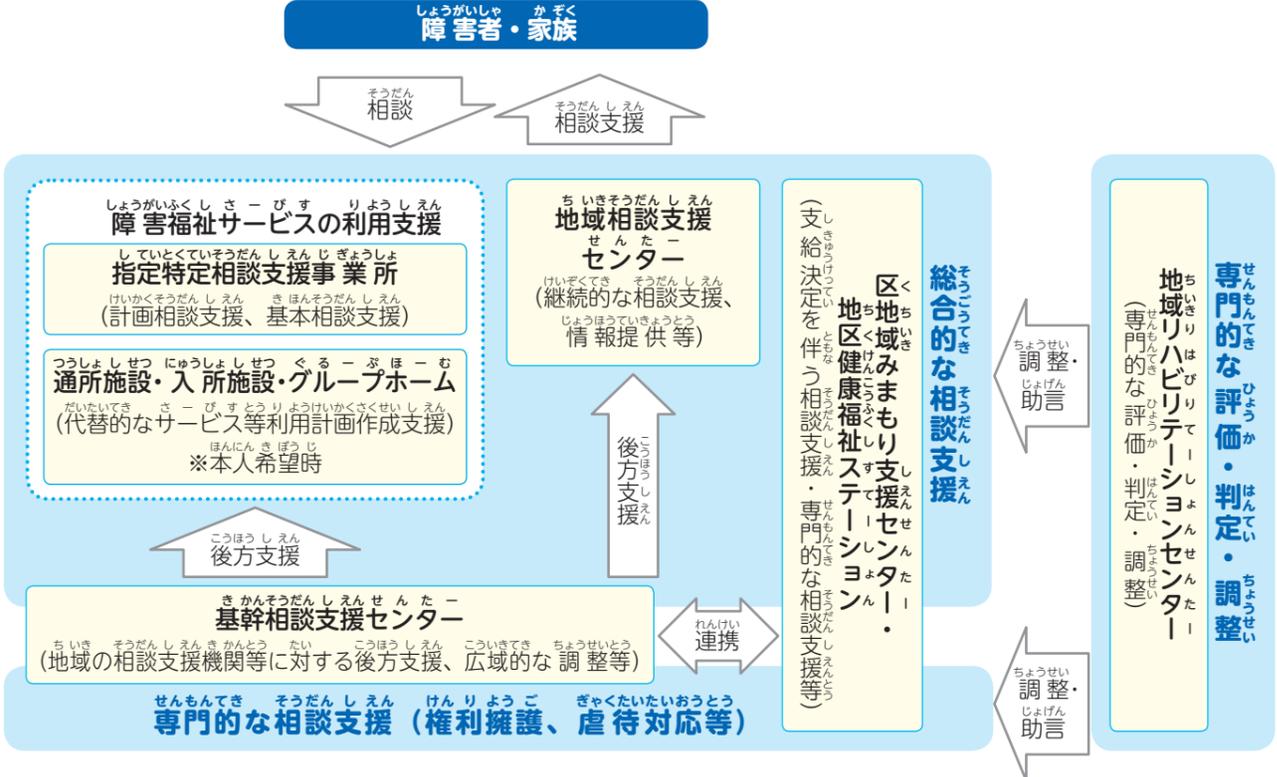


6 相談支援体制の充実・強化 新規

障害のある方が、身近な地域で質の高い相談支援を受けられるよう、相談支援体制を整備します。

令和5(2023)年度までの目標	
項目	目標
地域相談支援センターにおける相談件数	68,393件
地域相談支援センター及び基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携回数	312回
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援機関等に対する助言・後方支援回数	364回
平成25(2013)年度以降の川崎市認定相談支援リーダーの資格取得者数(累計)	40人

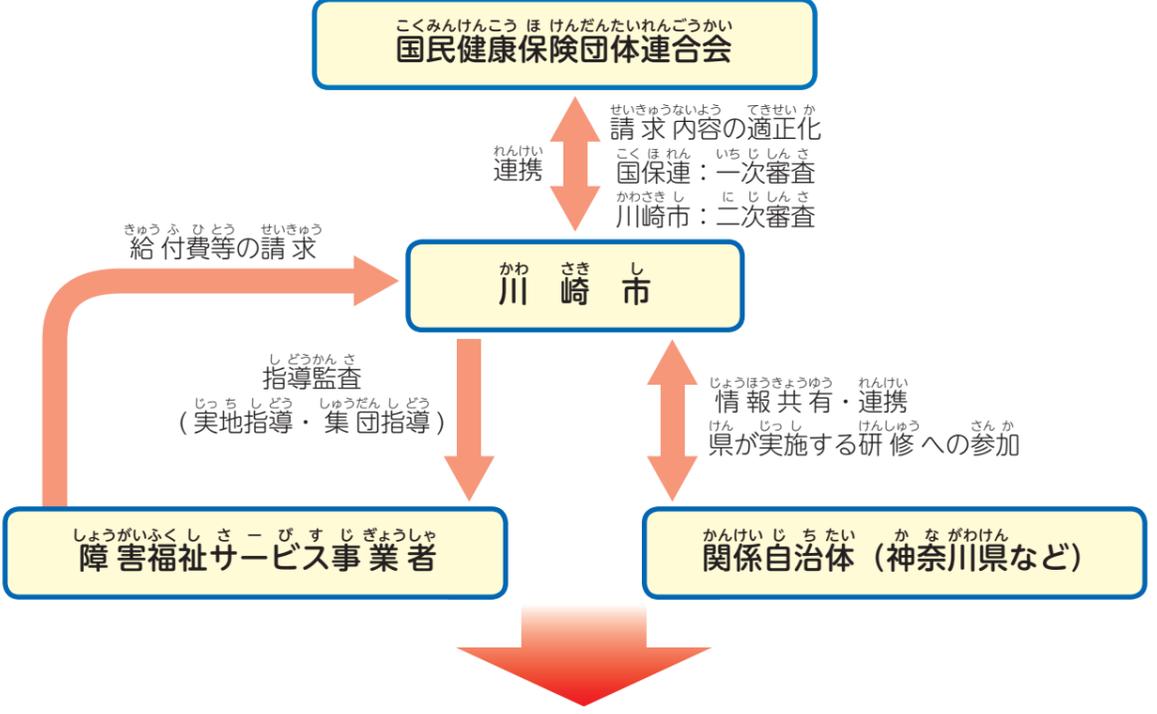
障害者施策における今後の相談支援体制



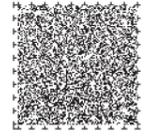
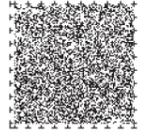
7 障害福祉サービス等の質の向上 新規

支給決定情報と請求情報の突合や事業者の届出情報等の確認による二次審査を実施するとともに、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査、都道府県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への参加などにより、障害福祉サービス等の質の向上と障害福祉制度の適正な運営確保を図ります。

令和5(2023)年度までの目標	
項目	目標
支給決定情報と請求情報の突合と事業者の届出情報等の確認による二次審査	全件実施
二次審査結果の情報共有	年1回以上
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施等	取組の推進
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員への参加	年12回以上



障害福祉サービス等の質の向上



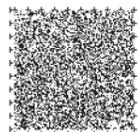
障害者総合支援法に基づくサービス

名称	内容	令和2年度(2020年度)実績	令和5年度(2023年度)見込量
生活介護	施設などで、入浴やトイレ、食事などの手助けをしてもらったり、レクリエーションをしたりします。	2,694人	2,890人
自立訓練(機能訓練)	体をうまく動かす練習をしたり、自分の身の回りのことができるように練習をします。	6人	9人
自立訓練(生活訓練)		157人	217人
就労移行支援	企業などで働くための練習をします。	434人	523人
就労継続支援A型	施設などで、必要な手助けを受けながら働くことができます。	314人	382人
就労継続支援B型		1,120人	1,304人
就労定着支援	相談などを通じて企業などで就労の継続に必要な支援を受けられます。	195人	256人
地域活動支援センター	簡単な仕事やレクリエーションをしたり、困ったことについて話を聞いてくれます。	600人	600人
短期入所(ショートステイ)	家族が病気などで家のことができないときに、家から離れて、短期間、施設に泊まり支援を受けられます。	484人	612人
療養介護	重い障害のある方が病院などで体をうまく動かす練習やお医者さんの治療、身の回りの手助けを受けられます。	107人	111人
共同生活援助(グループホーム)	障害のある方が少人数で、世話人などから身の回りの手助けをしてもらいながら、みんなで生活できます。	1,293人	1,593人
施設入所支援	身の回りの手助けをもらいながら、施設で暮らすことができます。	495人	553人
自立訓練(宿泊型)	自宅やグループホームで生活するための自立訓練(生活の練習)を施設に泊まりながら受けられます。	18人	25人
自立生活援助	入所施設やグループホームにいた方がひとり暮らしをする場合に相談などの必要な支援を受けられます。	0人	7人

※数値はひと月あたりの人数。令和2(2020)年度は6月実績

めいしやう 名称		ないやう 内容	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度) みこみりやう (見込量)
へるぱーなど	きよたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	へるぱーが身の回りの手伝 いをしてくれます。サービス は、内容によって5種類あり ます。	1,256人	1,382人
	じゆうどほうもんかいご 重度訪問介護		109人	148人
	こうどうえんご 行動援護		288人	480人
	どうこうえんご 同行援護		237人	281人
じゆうどしやうがいしゃどうほうかつしえん 重度障害者等包括支援				
相談など	けいかくそつだんしえん 計画相談支援	希望する生活を送るために 必要な福祉サービスの利用 計画を作ります。	6,899人	2,390人
	ちいきいこうしえん 地域移行支援	にゅうしょしせつとうせいしんかびやういん 入所施設等や精神科病院 に入所・入院している方 が、地域で生活するための住 まいの確保や手助けを受け られます。	1年あたり4人	1年あたり8人
	ちいきでいちやくしえん 地域定着支援	しょうがい 障害のある方が地域での 生活を続けていけるように、 こまめに、相談や手助けを受けられ ます。	1年あたり10人	1年あたり11人

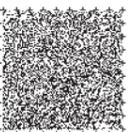
※数値は原則としてひと月あたりの人数。令和2(2020)年度は6月実績
 ※地域移行支援、地域定着支援の令和2(2020)年度実績は年間の見込み
 ※重度障害者等包括支援の利用実績や見込みはありません。
 ※計画相談支援について、令和2(2020)年度の実績は、相談支援専門員が作成する計画相談支援と、本人などが
 作成するセルフプランの合計数ですが、令和5(2023)年度の見込量は、セルフプランなどは除き、相談支援
 専門員が作成する計画相談支援の件数で算定しているため、見込量が減少しています。



じどうふくしほうもとサービス
児童福祉法に基づくサービス

めいしやう 名称		ないやう 内容	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度) みこみりやう (見込量)	
日中に施設などで受けられるサービス	しょうがいじそつだんしえん 障害児相談支援	希望する生活を送るために 必要な福祉サービスの利用 計画を作ります。	3,970人	325人	
	じどうはつたつしえん 児童発達支援	にちじょうせいかつじょうきほんてき 日常生活上の基本的な動 作や知識を身につけたり、集団 生活に適応するための訓練 や支援などを受けられます。	1,367人	1,653人	
	いりやうがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	したいふじゆう 肢体不自由のある児童が、 児童発達支援とあわせて治 療を受けられます。	40人	62人	
	ほうかごとうでいサービス 放課後等デイサービス	がっこうのしゅうりょうご 学校の終了後や休業日 に、生活能力の向上のため に必要な訓練を受けられま す。	2,458人	3,261人	
	ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援	せんもんしよくいん 専門の職員が保育所などの 施設を訪問します。集団 生活に適応できるよう、専門 的な助言や支援を受けられ ます。	13人	68人	
	じゆんかいそつだんしえん 巡回相談支援		の延べ268人	の延べ284人	
	きよたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援	じゆうどしやうがい 重度の障害などがあり、障 害児通所支援を利用するこ とが困難な場合に、居宅への 訪問による発達支援を受け られます。	0人	10人	
	いりやうてきけあじ 医療的ケア児 コーディネーター	いりやうてきけあ 医療的ケアを必要とする児 童が、適切な支援を受けら れるよう、コーディネーター を育成します。			
			じゆうてんもくひやう 「重点目標5」(13ページ) さんしやう 参照		

※数値はひと月あたりの人数。令和2(2020)年度は6月実績
 ※障害児相談支援について、令和2(2020)年度の実績は、相談支援専門員が作成する障害児相談支援と、本人などが
 作成するセルフプランの合計数ですが、令和5(2023)年度の見込量は、セルフプランなどは除き、相談支援専門員が
 作成する障害児相談支援の件数で算定しているため、見込量が減少しています。



名称	内容	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込量
住まいに関するサービス	福祉型障害児入所施設	52人	53人
	医療型障害児入所施設	24人	25人

※数値はひと月あたりの人数。令和2(2020)年度は6月実績

障害児の子ども・子育て支援等について(参考)

- 川崎市の保育所、幼稚園、認定こども園などでは、障害の内容や程度を問わず集団生活が可能な児童を受け入れています。
- 各施設や事業の利用実績及び今後の見込みは以下のとおりです。

名称	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込量	
教育 保育施設	保育所・認定こども園(2・3号)	31,383人	36,397人
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,082人	3,330人
	私学助成を受ける幼稚園	16,054人	11,989人
地域型保育事業	913人	1,587人	
わくわくプラザ事業 (放課後児童健全育成事業)	8,516人	10,024人	

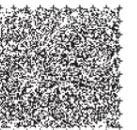
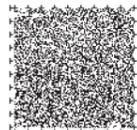
※数値はひと月あたりの人数。令和2(2020)年度は4月実績
※障害の有無に関わらず、全ての子どもを対象とした数値です。



地域生活支援事業などについて

名称	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込量	
相談	相談支援事業(障害者相談支援センター)	28か所	26か所
	地域自立支援協議会	8か所	8か所
	障害児等療育支援事業	5か所	5か所
	居住支援事業	3世帯	2世帯
コミュニケーション	成年後見制度利用支援事業	1年あたり120人	1年あたり210人
	コミュニケーション支援事業	1年あたり3,739回 1年あたり4,525人	1年あたり5,335回 1年あたり6,219人
コミュニケーション	コミュニケーション支援員養成事業	1年あたり23人	1年あたり128人
	日常生活用具	介護・訓練支援用具	1年あたり105件
自立生活支援用具		1年あたり253件	1年あたり267件
在宅療養等支援用具		1年あたり187件	1年あたり188件
情報・意思疎通支援用具		1年あたり249件	1年あたり249件
排泄管理支援用具		1年あたり28,864件	1年あたり28,948件
移動支援	住宅改修(居宅生活動作補助用具)	1年あたり32件	1年あたり33件
	移動支援	163か所 1月あたり457人 1月あたり4,884時間	179か所 1月あたり705人 1月あたり7,809時間
	通学・通所支援	1月あたり73人 1月あたり1,293回	1月あたり81人 1月あたり1,387回

※令和2(2020)年度の実績は、1年あたりの数値は見込み、ひと月あたりの数値は6月実績



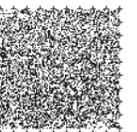
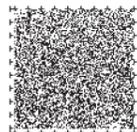
名称	令和2年度 (2020年度) (実績)	令和5年度 (2023年度) (見込量)	
発達相談支援センター	1か所 1年あたり 1,200人	1か所 1年あたり 1,200人	
発達障害者支援地域協議会の開催	1年あたり 1回	1年あたり 1回	
発達障害支援 発達相談支援センター及び発達障害者地域 生活支援マネジャー	関係機関への助言		
	1年あたり 120件	1年あたり 100件	
	外部機関や地域住民への研修、啓発		
	1年あたり 47件	1年あたり 30件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム ムなどの支援プログラム等の受講者数 (新規)		1年あたり 15人	
ペアレントメンターの人数 (新規)		1年あたり 40人	
日中一時支援	日中短期入所	3か所 1月あたり 21回	4か所 1月あたり 52回
	障害児・者一時預かり	29か所 1月あたり 4,021回	31か所 1月あたり 4,862回
福祉ホーム	1か所 1月あたり 1人	1か所 1月あたり 10人	
訪問入浴	1年あたり 7,591件	1年あたり 7,749件	
社会参加	各種訓練・教室等	1年あたり 11種類	1年あたり 11種類
	スポーツイベント	1年あたり 65回	1年あたり 80回
	普及・啓発イベント、相談会等	1年あたり 4回	1年あたり 4回

※令和2(2020)年度の実績は、1年あたりの数値は見込み、1月あたりの数値は6月実績

名称	令和2年度 (2020年度) (実績)	令和5年度 (2023年度) (見込量)	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (新規)	開催回数		1年あたり 6回
	構成員数		20人
	参加者数 (保健)		1年あたり 6人
	参加者数 (精神医療)		1年あたり 30人
	参加者数 (医療・精神以外)		1年あたり 18人
	参加者数 (福祉)		1年あたり 27人
	参加者数 (当事者及び家族)		1年あたり 24人
	精神障害者の地域移行支援		1年あたり 61人
	精神障害者の地域定着支援		1年あたり 17人
	精神障害者の共同生活援助		1年あたり 7人
精神病床における退院患者の退院後の 行き先 (自宅やアパートに退院した数)		1年あたり 14人	
ピアサポート活動をする人	1年あたり 18人	1年あたり 24人	
災害派遣精神医療チーム体制整備のための 運営委員会	1年あたり 2回	1年あたり 2回	
相談支援体制の充実・強化 (新規)		「重点目標6」(14ページ)参照	
障害福祉サービス等の質の向上 (新規)		「重点目標7」(15ページ)参照	

※令和2(2020)年度の実績は見込み

※保健・医療・福祉関係者による協議の場とは、川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会を指します。このうち、参加者数は年間の延べ人数です。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

だい じ の ま ら い ぜ し ゃ ん ぶ ら ん がいようばん
第5次かわさきノーマライゼーションプラン 概要版

はっ ころ せい わ ねん がつ
発行 令和3(2021)年3月
き かく へんしゅう かわさき し けんこう ふく し きょくしやうがい ほ けんふく し ぶしやうがいけい かく か
企画・編集 川崎市健康福祉局 障害保健福祉部障害計画課
じゅう しょ かわさき し かわさき く みやもとちやう ほん ち
住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
でん わ ちやくつう
電話 (044)200-2654(直通)
ふ あ く す
F A X (044)200-3932

